

【アントレステージャーサービス利用規約】

第 1 条（本規約の適用）

本規約は、株式会社アントレプレナー（以下「当社」といいます）が運営する「アントレステージャーサービス」といって会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」といいます）に関し、会員および当社に適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- 会員 本規約を承諾のうち当社が定める条件を満たした人申請申込みし、当社がこれに基づき入会の審査・手続き等を完了した結果本サービスの利用承諾を、会員登録および会員登録等の発注し（以下「登録」）可能な法人および個人事業主をいいます。メディア広告・本サービスを利用し、顧客にたいして W 商品の販売・販売可能な法人および個人事業主をいいます。
- 事務局 別途本規約において登録制とする法人および個人事業主をいいます。
- 商品 会員が本サービスを利用して当社より買い、顧客に対して契約あたり 2 万円から 5 万円程度の価格で販売する以下の商品の総称をいいます。通常価格、デジタル商品版、ネットワーク機能、その他 A 商品全般 当社と会員との協議により、当社が会員に受け渡すことを約する商品 W 商品 B 商品
- リソース会社 当社が提供するリソース会社をいいます。
- リソース契約 本サービスに基づき、リソース会社と顧客とで間で締結されるリソース契約はレギュラ契約をいいます。
- 個別売買契約 A 会員からの購入申込に対して当社が承諾の意思表示をしたことと成立する当社を売主、会員を買主とする売買契約をいいます。売買対象となる商品の品名、数量、納期、納品場所（原則として第 8 条第 1 項の倉庫事務所とする）その他売買に必要な条件を定めるものとします。
- 個別売買契約 B 会員が、個別売買契約 A によって当社が買い取った商品をおよび会員が独自に保有する商品につき、当社を売主、当社を買主として会員と当社との間で締結する売買契約をいいます。ただし、個別売買契約 B は、当該商品のリース等契約の受取を目的とするもので、権利の効力を問わずそのリース等契約が不成立ないし解除された場合には、この個別売買契約は効力を失い無効となります。
- 個別売買契約 C 個別売買契約 B より当社が会員より買い取った商品につき、当社を売主、リソース会社を買主として当社とリソース会社との間で締結する売買契約をいいます。
- 物件代金支払明細書 第 15 条第七号に掲げる、当社が別記定められた個別売買契約および個別使用促進契約の商品代金を明細書として発行します。
- 工事 第一号に定める商品についての以下の諸工場の総称をいいます。新築顧客の竣工工事 既設顧客の床基礎工事、レイアウト変更等の追加工事 既設顧客の障壁工事修理工事 普及工事に伴う必要機器・機材の準備・運搬

第 3 条（入会申込）

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込（以下「入会申込」といいます）を承認しないことがあります。
入会申込が、本規約上の義務を怠るおそれのあることが明らかと当社が判断した場合
入会申込が、第 7 条 4 項に該当する行為を行ったことがある場合、または行為がおこなわれる場合
入会申込に虚偽の事実を記載した場合
その他特号に準ずる場合で、当社が入会を不適当と判断した場合

当社は、前項の規定により入会申込を承認しない場合、入会申込者に対して口頭およびその旨を通知します。

- 入会申込者は、第 2 項についての当社の判断に対して異議を申し出ることができません。

第 4 条（会員情報の取扱いの概要）

会員は、当社が D M、P 行物等の郵送手段、電子メールその他の手段により、会員に対して本サービスに関する各種情報の通知、連絡、確認などをを行うことを行います。

第 5 条（当社から会員への通知方法および期間制限）

当社から会員に対する通知は、会員が予め当社に届け付けたアドレス宛の電子メール、当社ホームページ上における一般提示、その他当社が認める方法により行われるものとします。
前項の通知で電子メールによって行われる場合、当社が会員の加入するサーバーに電子メールを送信し、その電子メールが当該サーバーに到着した時点をもって会員の通知が完了したものとみなします。また、前項の通知が当社ホームページ上の提示によって行われる場合、当該通知が保存されたホームページ上に提示された当日から起算して 1 0 日間の経過をもって会員の通知が完了したものとみなします。

第 6 条（個別売買契約 A ・売渡価格等）

個別売買契約 A における各商品の売渡価格は、別途当社が提示または交付する価格表記載のとおりとします。

第 7 条（個別売買契約 A ・購入計画）

会員および当社は、協定により個別売買契約 A における商品の購入目標（金額）を別記定めるものとします。会員は、当該購入目標の達成に必要と認められる方法により行われるものとします。なお、当該購入目標は、会員と当社双方の特約および合意を除き、会員が購入義務を負うものではありません。

第 8 条（個別売買契約 A ・納品および納品場所）

- 個別売買契約 A における各商品の納品は、特約のないかぎり、予め会員と当社との間で合意した倉庫の事務所にて行うものとします。
- 会員は、当社より届出された商品を自らに持参するものとします。万一当該商品に数量不足のある場合または当社の責任とすべし外傷、破損その他の直ちに発覚することとなる瑕疵がある場合には、納品場所へ到着後 1 0 日以内に文書により当社へ発覚申しこなくてはならず、この通知が与えられない場合は、前記事項は一切存在しないものとみなします。
- 天災地変等の不可抗力の他やむを得ない理由により、納品が遅延または不払となった場合、当社はその責を負いません。

第 9 条（個別売買契約 A ・支払条件）

会員は、特約の合意がないかぎり、個別売買契約 A の代金およびこれに対する消費税相当額を、本条に基づき納品完了後 1 0 営業日以内に当社の指定する方法で支払うなければなりません。ただし、この期間内に当該商品にかかる個別売買契約およびリース等契約の権利者が成立し、これの代金が確定した場合には限り、個別売買契約 A の代金を当該商品にかかる個別売買契約の代金と相抵することができるものとします。
前項に従い売買代金が決済されない場合、会員は当社に対して支払目（個別売買契約 A に基づく 1 0 営業日経過後）の翌日から先立に至るまで遅延日数に応じて年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとします。

第 1 0 条（個別売買契約 A ・会員の販売地域）

商品の販売地域は、日本国内に限るものとします。

第 1 1 条（リース等契約の運用）

会員は、本規約に基づき別記提供される工事関係書類に従い、当社の工事会員に工事を依頼することを事前に当社に工事を委託し、当社が当該工事会員より受領します。

第 1 2 条（リース等契約）

工事の上質は、当社が別途定める「工事準備表」に従い請負した金額を会員と当社が協議・確認して決定が別途定めらるものとします。

第 1 3 条（リース等契約の適用）

工事の施工・工期は平日（月曜日及至金曜日）とし、土曜日、日曜日、祝日には施工を行わないものとします。

第 1 4 条（リース等 支払条件等）

- 会員は、特約の合意がないかぎり、会員および当社に委託した工事代金およびこれに対する消費税相当額を、当該工事完了後 1 0 営業日以内に当社の指定する方法で支払うなければなりません。ただし、この期間内に当該工事対象商品にかかる個別売買契約 C およびリース等契約の権利者が成立し、これの代金が確定した場合には限り、この当該工事代金の支払いを当該商品にかかる個別売買契約の代金と相抵することができるものとします。
前項に従い工費代金が決済されない場合、会員は当社に対して支払目（当該工事終了後 1 0 営業日経過後）の翌日から先立に至るまで遅延日数に応じて年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとします。

第 1 5 条（リース等契約に関する手続き並びに個別売買契約 C および B の成立）

- 会員は、顧客が購入およびその商品の債権、納期、仕様の等について、会員と顧客との間で協議して決定するものとします。
- 会員は、顧客が前号により決定した商品の購入にリース等契約を利用することを希望するとき、顧客にたいわ当社に対してリース等契約の利用の申し込みをなすものとします。当社は、顧客の申し込みを要するに場合、リース会社に対してその顧客の信用調査を依頼し、リース会社から当社に連絡するリース等契約締結の承諾の書面を会員に送付します。
- 会員は、前号より当社からリース等契約締結承諾の通知を受けた場合は、別途定められた納入期限までに指定場所へ納入します。
- 会員は、前号より商品の納入完了後直ちに商品の検査を顧客に求め、顧客が瑕疵のない状態の状態で商品の納入を受けたことを確認しううえで、顧客が当該商品の契約書による当該商品の受領目的とするリース会社と顧客との間（リース等契約と顧客が記名（もしくは署名）捺印したもおよびその旨を当社所定の手続き（以下「提出書類」といいます）をすみやかに当社へ提出します。この手続きが完了することによって個別売買契約 B が成立します。当社は、前項の提出書類を受領後、これらをもとに当社とリース会社へ提出し、リース会社が当該リース等契約の契約書に捺印・捺印されたことを顧客に連絡し、当該リース等契約の契約書の契約日および前記提出書類の日を記入したものを、その捺印された契約日をもって当該商品のに係るリース等契約締結および個別売買契約が成立し、同時にその契約日におけるそれぞれの商品の引渡し完了するものとします。
- 第五号の成立した個別売買契約 B について、その成立を証するため、および会員の当社に対する商品の請求の内容及びその内容のため、当社は、物件代金支払明細書を会員に交付します。
- 会員は、商品の代金、その他物件代金支払明細書の記載の金額が各場合、同時に物件代金支払明細書を受領した直ちに、当社に対し受取を承諾するし出るとともに、会員による異議の申し出をしなかった場合は、物件代金支払明細書の内容及び当該金額記載は異議なく承認されたものとします。ただし、物件代金支払明細書に基づき、物件代金支払明細書記載の支払条件にない、個別売買契約の代金を会員に支払います。ただし、当社は、その後の前記通知および会社が当社に対し支払うべき債務がある場合、これを弁済するに限り、物件代金支払明細書の個別代金（個別売買契約 B の代金）を受領債権としてその対価額において相殺したうえで、残額を会員に支払うことができるものとします。

第 1 6 条（リース・個別売買契約 B）

個別売買契約 B は、本規約の各条および物件代金支払明細書記載の内容の他、次の各号に定める条件が適用されるものとします。

- 会員は、個別売買契約 B の対象商品がリース等契約および個別売買契約 C の目的物件と同一であり、顧客の仕舞・注文に該当するものであることを確認します。
- 会員は、顧客に対し、取扱の仕方を教えます。その他会員の提供の貨物、義務の履行については、会員が顧客に対し、取扱の仕方を教えます。
- 会員は、顧客との間で合意した納入条件・保証・保守義務の違反、その他の不具合があったときには、会員と顧客および当社に対し、損害賠償の責を負います（当社がリース会社に対し損害賠償義務を履行した場合は含みます）。
- 会員は、納入人等・保証・保守義務の違反、本条各号違反およびその他の約定違反があり、顧客は当該リース等契約または個別売買契約 C の目的物件を占有し、かつ、顧客は、当該リース等契約 B の全部または一部を解除することができるものとします。会員は、これらによる顧客および当社の損害を賠償します。

第 1 7 条（リース・個別売買契約 B の取り消し、買戻代金の返還）

- 個別売買契約 B の取り消しは、本規約の第 1 5 条七号に定める物件代金支払明細書の交付である場合、当社と会員に対し、当該解除に係る各商品の物件代金支払明細書を交付するものとします。
- 個別売買契約 B の解除が第 1 5 条七号に定める物件代金支払明細書の交付である場合、当社は、当該物件代金支払明細書を行って、既に交付した物件代金支払明細書記載の金額から前記解除に係る商品の代金を控除した金額を第 1 5 条九号に基づき返却するものとします。
- 個別売買契約 B の解除が、既に当社が会員に対して当該解除に係る商品の代金を支払った後になされた場合は、会員はその代金を自らに返還した方法によって当社に返還するものとします。なお、当社が承諾した場合は、第 1 5 条九号但書きの方法によって返還することができません。

第 1 8 条（異議の撤回）

当社は、故意または重大過失によって本規約に違反して会員に損害を及ぼした場合を除き、会員が本サービスの利用により被った損害について一切の責任を負わないものとします。なお、会員が損害賠償の責任を負う場合における賠償の範囲は、如何なる場合においても、会員が当社に対して支払った費用の 1 年分が相当額を超えない、会員の営業損害、損失利益、風評被害などは含まれません。
会員は、本サービスの利用によって第三者（顧客を含む）に対して損害を及ぼした場合、自己の責任と費用をもって解決して当該一切の損害を弁済するものとします。万一その解決につき当該責任を弁済できなかった場合は、当社に対してその不払額およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。
会員は、その賠償責任と顧客がリース会社との間でリース等契約を締結するにあたり、顧客が有する既約のリース等契約の解除を必要とする場合は、その費用について顧客との間のみで解決するものとします。万一その解決につき当該責任を弁済できなかった場合は、当社に対してその全損害およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。
会員が本規約に反した行為、不正、違法、不審な行為によって当社に損害を及ぼした場合、当社が損害を弁済できなかった場合は、会員は当社に対してその全損害およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。

- 会員は、その賠償責任と顧客がリース会社との間でリース等契約を締結するにあたり、顧客が有する既約のリース等契約の解除を必要とする場合は、その費用について顧客との間のみで解決するものとします。万一その解決につき当該責任を弁済できなかった場合は、当社に対してその全損害およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。
会員が本規約に反した行為、不正、違法、不審な行為によって当社に損害を及ぼした場合、当社が損害を弁済できなかった場合は、会員は当社に対してその全損害およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。
- 会員は、その賠償責任と顧客がリース等契約を締結した顧客が、リース等契約期間満了前そのリース等契約を解除した、もしくは解除された場合は、当該リース等契約の解約または解除にかかる費用の負担につき、顧客とこの間のみで解決するものとします。

- 会員は、次の各号の費用を負担することとなった場合、当社に対してその会出額およびこれに対する発生日から支払済みまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うなければならないものとします。
（１）相手方に対する前記の金動又は権利を行使し、実行行為をしなかったこと、（２）判決又は裁判を用いて相手方の義務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第 1 9 条（免責）

当社が会員に対して行う損害賠償責任は、第 1 8 条に規定するものでなくであり、この範囲を超えて会員が本サービスの利用によって行った過失行為、故意の損害、信用毀損その他一切の損害については、当社に理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

第 2 0 条（権利譲渡の制限等の禁止）

会員は、本規約および個別契約の一切の権利を全部または一部を、当社の事前の書面による承諾なく譲渡およびその権利の処分をすることができません。

第 2 1 条（期間の消滅の特典）

- 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、何ら当社からの通知をなくとも当社に対する債務にかかる期間の利益を当然に喪失し、直ちに当該債務の全部およびこれに対する期間の利益発生日の翌日より先立に至るまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとします。
商品代金債務、工賃金債務、その他本規約および個別売買契約により生じた債務の履行を一回でも滞りしたとき
自己の破産、裏書、もしくは（受けた手形または小切手が 1 回でも不渡りになったとき）破産、会社更生、特別清算、会社更生、民事再生等の申し立てを受けたときまたは自ら申し立てたとき
第三者より差押、差押解、仮処分、既売等の申し立てを受けたときまたは強制執行を受けたとき
その他債務の履行が困難であると当社が判断したとき
- 前項の場合、会員は、当社が前項に規定する債務の弁済として、その有する在庫商品の所有権を当社が取得する債権をもって当社に移転することとし、直ちに当該在庫商品を当社に引き渡すものとする。
- 第 1 項の場合、会員は、その有する全ての債権（既に発生済および将来発生するもの）の詳細を当社に明らかにするとともに、これらの債権をすべて当社に譲渡し、当該債務の債務者に対して当該債権の権利を行使した日の翌日より先立に至るまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとします。なお、会員は、当社に対し、この確定日のある債権譲渡通知を送達する権限を予め付し、会員は本サービス以外で会員（連帯保証人）とこの異議を述べないことを承諾するものとします。

第 2 2 条（届出事項の変更）

- 会員は、入会の際に当社に届け付けた事項に変更が生じた場合は、当社に対し、速やかに書面をもって変更届出を届けるものとします。これにより当社が同意するものとします。
- 会員は、前項の届出を届けた場合、当社からの通知が不到達となっても、通知到達すべき日（到達したとみなされる）ことを予め異議なく承認するものとします。
- 第 1 項のほか、当社が本規約の履行に影響があると認められる事由が会員に生じたと判断した場合、会員は当社からの申し出にたいし、その旨を即時に当社に報告するものとします。
- 会員は、前項の届出事項を届け付けた後に、届出事項を届け付けた旨を、当該会員、代表者および連帯保証人が当社に対してその届出の内容を承諾するものとします。

第 2 3 条（権利の返戻）

- 当社は、会員が本規約に違反した場合、または、その信用状態に重大な悪化が生じた場合、会員に対する全ての本サービス提供の権利を停止し、これにより当社が同意するものとします。その損害の全額の賠償を請求することができます。なお、遅延損害金については、第 1 8 条 2 項を準用します。
- 会員は、当社が本規約に違反した場合、または、その信用状態に重大な悪化が生じた場合、当社指定の手續を経て返金を受けることができます。

第 2 4 条（連帯保証）

- 会員は、当社と取引を開始するに当たり、当社が承諾する連帯保証人またはなくてはなりません。
- 会員の連帯保証人は、会員が本規約および個別売買契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務（第 1 8 条 2 項ないし 3 項に基づき損害賠償債務を含む）について、会員と連帯するその完全責任を負います。
- 当社は、一旦承諾した連帯保証人が前項の債務を有しない限り何らなくなくなお承諾がある場合、承諾を撤回し、または、連帯保証人としての義務を履行し困難が生じた場合が判断した場合、会員に対し新たな連帯保証人を選定するよう要請することができます。会員は、その要請に異議なく応じなければなりません。
- 当社は、連帯保証人が、連帯保証人の代表取締役等が担任した場合、新たに担任する代表取締役等は、会員の承諾および個別売買契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務（第 1 8 条 2 項ないし 3 項に基づき損害賠償債務等を含む）につき、会員と連帯するその完全責任を保障しなければならないものとします。
- 連帯保証人は、当社と連帯保証人の合意解除の書面を交わした場合に限り、その連帯保証債務の履行の責任を負う責任を負うことができません。

第 2 5 条（債権の対抗）

会員および当社は、本規約および個別売買契約その他両期間に取引して支払うた却り相手方の義務の履行を第三者に優先しなくしと相互に同意するものとします。

第 2 6 条（債権の放棄）

会員は、権利を放棄なく本規約を変更できるものとし、会員は本規約の別途定める場合を除き、当社から当該本規約の変更を受けた時点で変更された本規約に同意することを承諾します。なお、規約の変更を当社から会員に通知する方法は、第 5 条の記載に準ずるものとします。

第 2 7 条（会員資格の停止、追合）

- 会員が退会を希望するときは、当社所定の書式による退会届をもって当社に届出を行うものとします。
- 当社は、前項の退会届を受領後、退会届を受領した日の存する期末日をもって退会となるおよび手続を完了します。
- 当社は、前項の退会届提出に当社に対する債務を有する場合は、会員は当社に当該債務の利息を償済し、直ちにその全額およびこれに対する期間の利益発生日の翌日より先立に至るまで年利 1 4 . 6 ｛パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとします。
- 会員が以上で自らの権利に該当する場合、当社は、会員に何ら事前の通知または催告をせずともなく、会員資格の停止または追合させることができます。 債権取り下げ業務停止処分、営業取り消取消処分を受けられた場合、または営業を停止し、もしくは変更した場合
当社または会員の会員の義務の履行一度も怠った場合
届出・裏書・引き受けした手形、小切手一回でも不渡りとなった場合、または、その他
の支払いを拒否した行為
会員が本規約に反した行為、不正、違法、不審な行為によって当社に損害を及ぼした場合
破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申し立てを受けた場合、または自らこれを行い出した場合
故意、過失を問わず、顧客が債権や不適切に受け取るような販売を行った場合
会員が本規約に違反した場合、または、その信用状態に重大な悪化が生じた場合
その他、他の停止または追合した行為
当該期間内に、当該期間中に、当該期間中に当社に対する債務を有するときは、

- 会員は当然に全ての債務の期間の利益を喪失し、直ちにその全額を支払うものとします。
- 会員が以下の各号の保証事項を違反した場合、当社は会員に何ら事前の通知または催告をせずともなく、会員資格の停止または追合させることができます。
第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 1 0 項、第 1 1 項、第 1 2 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 1 5 項、第 1 6 項、第 1 7 項、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 3 項、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 8 項、第 2 9 項、第 3 0 項、第 3 1 項、第 3 2 項、第 3 3 項、第 3 4 項、第 3 5 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 0 項、第 4 1 項、第 4 2 項、第 4 3 項、第 4 4 項、第 4 5 項、第 4 6 項、第 4 7 項、第 4 8 項、第 4 9 項、第 5 0 項、第 5 1 項、第 5 2 項、第 5 3 項、第 5 4 項、第 5 5 項、第 5 6 項、第 5 7 項、第 5 8 項、第 5 9 項、第 6 0 項、第 6 1 項、第 6 2 項、第 6 3 項、第 6 4 項、第 6 5 項、第 6 6 項、第 6 7 項、第 6 8 項、第 6 9 項、第 7 0 項、第 7 1 項、第 7 2 項、第 7 3 項、第 7 4 項、第 7 5 項、第 7 6 項、第 7 7 項、第 7 8 項、第 7 9 項、第 8 0 項、第 8 1 項、第 8 2 項、第 8 3 項、第 8 4 項、第 8 5 項、第 8 6 項、第 8 7 項、第 8 8 項、第 8 9 項、第 9 0 項、第 9 1 項、第 9 2 項、第 9 3 項、第 9 4 項、第 9 5 項、第 9 6 項、第 9 7 項、第 9 8 項、第 9 9 項、第 1 0 0 項、第 1 0 1 項、第 1 0 2 項、第 1 0 3 項、第 1 0 4 項、第 1 0 5 項、第 1 0 6 項、第 1 0 7 項、第 1 0 8 項、第 1 0 9 項、第 1 1 0 項、第 1 1 1 項、第 1 1 2 項、第 1 1 3 項、第 1 1 4 項、第 1 1 5 項、第 1 1 6 項、第 1 1 7 項、第 1 1 8 項、第 1 1 9 項、第 1 2 0 項、第 1 2 1 項、第 1 2 2 項、第 1 2 3 項、第 1 2 4 項、第 1 2 5 項、第 1 2 6 項、第 1 2 7 項、第 1 2 8 項、第 1 2 9 項、第 1 3 0 項、第 1 3 1 項、第 1 3 2 項、第 1 3 3 項、第 1 3 4 項、第 1 3 5 項、第 1 3 6 項、第 1 3 7 項、第 1 3 8 項、第 1 3 9 項、第 1 4 0 項、第 1 4 1 項、第 1 4 2 項、第 1 4 3 項、第 1 4 4 項、第 1 4 5 項、第 1 4 6 項、第 1 4 7 項、第 1 4 8 項、第 1 4 9 項、第 1 5 0 項、第 1 5 1 項、第 1 5 2 項、第 1 5 3 項、第 1 5 4 項、第 1 5 5 項、第 1 5 6 項、第 1 5 7 項、第 1 5 8 項、第 1 5 9 項、第 1 6 0 項、第 1 6 1 項、第 1 6 2 項、第 1 6 3 項、第 1 6 4 項、第 1 6 5 項、第 1 6 6 項、第 1 6 7 項、第 1 6 8 項、第 1 6 9 項、第 1 7 0 項、第 1 7 1 項、第 1 7 2 項、第 1 7 3 項、第 1 7 4 項、第 1 7 5 項、第 1 7 6 項、第 1 7 7 項、第 1 7 8 項、第 1 7 9 項、第 1 8 0 項、第 1 8 1 項、第 1 8 2 項、第 1 8 3 項、第 1 8 4 項、第 1 8 5 項、第 1 8 6 項、第 1 8 7 項、第 1 8 8 項、第 1 8 9 項、第 1 9 0 項、第 1 9 1 項、第 1 9 2 項、第 1 9 3 項、第 1 9 4 項、第 1 9 5 項、第 1 9 6 項、第 1 9 7 項、第 1 9 8 項、第 1 9 9 項、第 2 0 0 項、第 2 0 1 項、第 2 0 2 項、第 2 0 3 項、第 2 0 4 項、第 2 0 5 項、第 2 0 6 項、第 2 0 7 項、第 2 0 8 項、第 2 0 9 項、第 2 1 0 項、第 2 1 1 項、第 2 1 2 項、第 2 1 3 項、第 2 1 4 項、第 2 1 5 項、第 2 1 6 項、第 2 1 7 項、第 2 1 8 項、第 2 1 9 項、第 2 2 0 項、第 2 2 1 項、第 2 2 2 項、第 2 2 3 項、第 2 2 4 項、第 2 2 5 項、第 2 2 6 項、第 2 2 7 項、第 2 2 8 項、第 2 2 9 項、第 2 3 0 項、第 2 3 1 項、第 2 3 2 項、第 2 3 3 項、第 2 3 4 項、第 2 3 5 項、第 2 3 6 項、第 2 3 7 項、第 2 3 8 項、第 2 3 9 項、第 2 4 0 項、第 2 4 1 項、第 2 4 2 項、第 2 4 3 項、第 2 4 4 項、第 2 4 5 項、第 2 4 6 項、第 2 4 7 項、第 2 4 8 項、第 2 4 9 項、第 2 5 0 項、第 2 5 1 項、第 2 5 2 項、第 2 5 3 項、第 2 5 4 項、第 2 5 5 項、第 2 5 6 項、第 2 5 7 項、第 2 5 8 項、第 2 5 9 項、第 2 6 0 項、第 2 6 1 項、第 2 6 2 項、第 2 6 3 項、第 2 6 4 項、第 2 6 5 項、第 2 6 6 項、第 2 6 7 項、第 2 6 8 項、第 2 6 9 項、第 2 7 0 項、第 2 7 1 項、第 2 7 2 項、第 2 7 3 項、第 2 7 4 項、第 2 7 5 項、第 2 7 6 項、第 2 7 7 項、第 2 7 8 項、第 2 7 9 項、第 2 8 0 項、第 2 8 1 項、第 2 8 2 項、第 2 8 3 項、第 2 8 4 項、第 2 8 5 項、第 2 8 6 項、第 2 8 7 項、第 2 8 8 項、第 2 8 9 項、第 2 9 0 項、第 2 9 1 項、第 2 9 2 項、第 2 9 3 項、第 2 9 4 項、第 2 9 5 項、第 2 9 6 項、第 2 9 7 項、第 2 9 8 項、第 2 9 9 項、第 3 0 0 項、第 3 0 1 項、第 3 0 2 項、第 3 0 3 項、第 3 0 4 項、第 3 0 5 項、第 3 0 6 項、第 3 0 7 項、第 3 0 8 項、第 3 0 9 項、第 3 1 0 項、第 3 1 1 項、第 3 1 2 項、第 3 1 3 項、第 3 1 4 項、第 3 1 5 項、第 3 1 6 項、第 3 1 7 項、第 3 1 8 項、第 3 1 9 項、第 3 2 0 項、第 3 2 1 項、第 3 2 2 項、第 3 2 3 項、第 3 2 4 項、第 3 2 5 項、第 3 2 6 項、第 3 2 7 項、第 3 2 8 項、第 3 2 9 項、第 3 3 0 項、第 3 3 1 項、第 3 3 2 項、第 3 3 3 項、第 3 3 4 項、第 3 3 5 項、第 3 3 6 項、第 3 3 7 項、第 3 3 8 項、第 3 3 9 項、第 3 4 0 項、第 3 4 1 項、第 3 4 2 項、第 3 4 3 項、第 3 4 4 項、第 3 4 5 項、第 3 4 6 項、第 3 4 7 項、第 3 4 8 項、第 3 4 9 項、第 3 5 0 項、第 3 5 1 項、第 3 5 2 項、第 3 5 3 項、第 3 5 4 項、第 3 5 5 項、第 3 5 6 項、第 3 5 7 項、第 3 5 8 項、第 3 5 9 項、第 3 6 0 項、第 3 6 1 項、第 3 6 2 項、第 3 6 3 項、第 3 6 4 項、第 3 6 5 項、第 3 6 6 項、第 3 6 7 項、第 3 6 8 項、第 3 6 9 項、第 3 7 0 項、第 3 7 1 項、第 3 7 2 項、第 3 7 3 項、第 3 7 4 項、第 3 7 5 項、第 3 7 6 項、第 3 7 7 項、第 3 7 8 項、第 3 7 9 項、第 3 8 0 項、第 3 8 1 項、第 3 8 2 項、第 3 8 3 項、第 3 8 4 項、第 3 8 5 項、第 3 8 6 項、第 3 8 7 項、第 3 8 8 項、第 3 8 9 項、第 3 9 0 項、第 3 9 1 項、第 3 9 2 項、第 3 9 3 項、第 3 9 4 項、第 3 9 5 項、第 3 9 6 項、第 3 9 7 項、第 3 9 8 項、第 3 9 9 項、第 4 0 0 項、第 4 0 1 項、第 4 0 2 項、第 4 0 3 項、第 4 0 4 項、第 4 0 5 項、第 4 0 6 項、第 4 0 7 項、第 4 0 8 項、第 4 0 9 項、第 4 1 0 項、第 4 1 1 項、第 4 1 2 項、第 4 1 3 項、第 4 1 4 項、第 4 1 5 項、第 4 1 6 項、第 4 1 7 項、第 4 1 8 項、第 4 1 9 項、第 4 2 0 項、第 4 2 1 項、第 4 2 2 項、第 4 2 3 項、第 4 2 4 項、第 4 2 5 項、第 4 2 6 項、第 4 2 7 項、第 4 2 8 項、第 4 2 9 項、第 4 3 0 項、第 4 3 1 項、第 4 3 2 項、第 4 3 3 項、第 4 3 4 項、第 4 3 5 項、第 4 3 6 項、第 4 3 7 項、第 4 3 8 項、第 4 3 9 項、第 4 4 0 項、第 4 4 1 項、第 4 4 2 項、第 4 4 3 項、第 4 4 4 項、第 4 4 5 項、第 4 4 6 項、第 4 4 7 項、第 4 4 8 項、第 4 4 9 項、第 4 5 0 項、第 4 5 1 項、第 4 5 2 項、第 4 5 3 項、第 4 5 4 項、第 4 5 5 項、第 4 5 6 項、第 4 5 7 項、第 4 5 8 項、第 4 5 9 項、第 4 6 0 項、第 4 6 1 項、第 4 6 2 項、第 4 6 3 項、